

広報

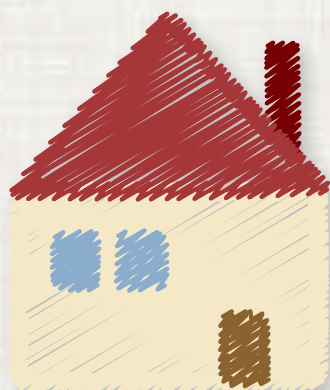
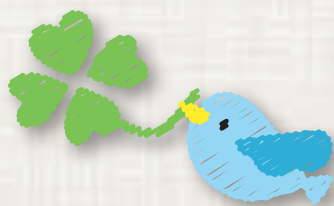
ひこね

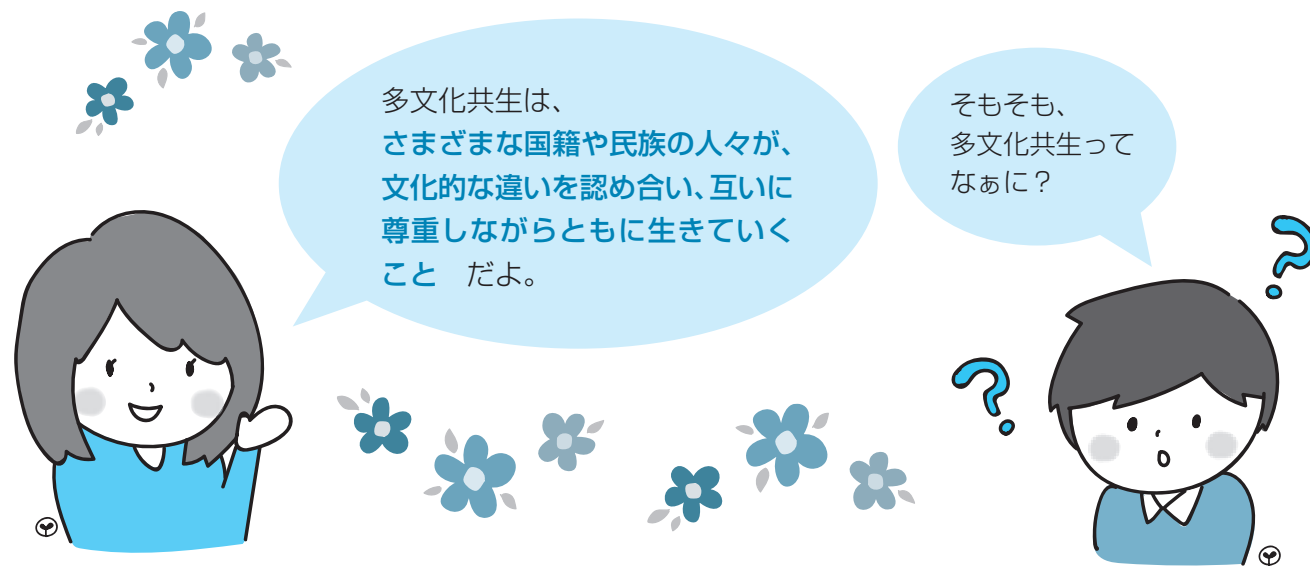


特集

みんながともにいきいきと

暮らせるまちに





彦根市多文化共生推進プラン ともにいきいきと暮らせるまち ひこね

1 コミュニケーション支援

- ▶彦根市ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し、多言語に訳された行政情報・案内などを発信
- ▶ボランティアや市民団体による日本語教室の開催を充実させるために必要な支援の実施
- ▶外国人住民向けに相談員や相談窓口を設置



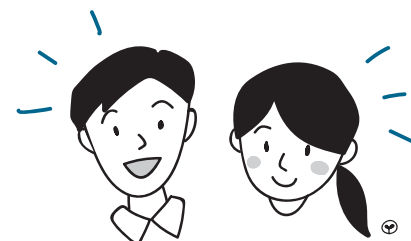
2 安心して生活するための環境づくり

- ▶担当部署・関係機関を対象にした多文化ソーシャルワーク（多様な文化的背景を持った人が抱える問題の解決に向けた対応）の研修を実施
- ▶外国人児童・生徒を対象に母語教室・子ども多文化クラブなどを開催
- ▶市立病院に医療通訳員（ポルトガル語）を配置
- ▶災害時外国人支援ガイドライン、やさしい日本語を使った避難マニュアルなどの作成



3 多文化共生の地域づくり

- ▶「人権のまちづくり懇談会」などで多文化共生をテーマにした講演や研修を実施
- ▶多文化共生サポーターを市民から募集
- ▶外国人住民が関わる活動・イベントに関する情報をさまざまなメディアで発信



Q. この数字は何を表しているでしょう？

2,264 人

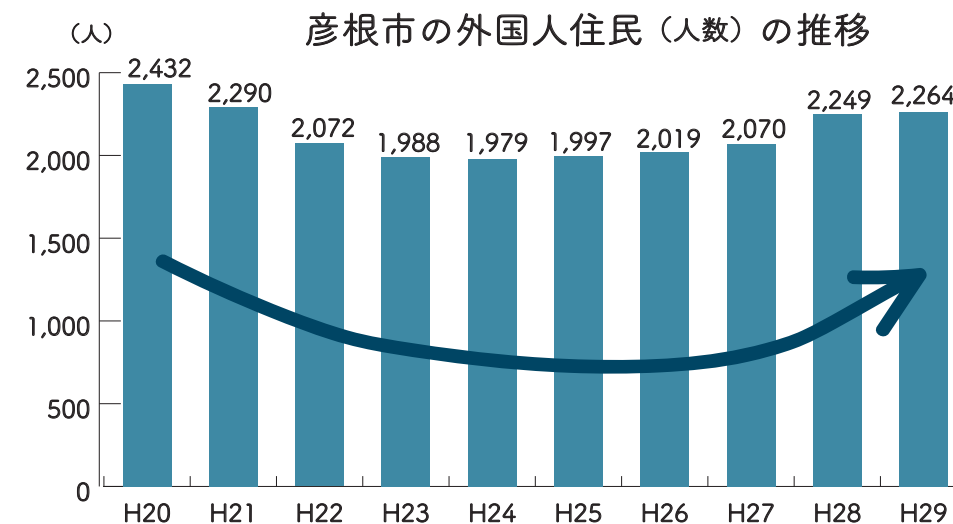
A. 彦根市に住む外国人住民の人数
(平成 29 年 10 月現在)

外国人住民に対し、これまで市では、多言語での情報発信や通訳の配置などに取組んできました。しかし、子ども達への学習支援や災害時の体制整備など、今も課題が残っています。

昨年3月、人種に関係なく、多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもと、全ての市民が協働して多文化共生のまちづくりを行う「彦根市多文化共生推進プラン」を策定しました。多文化共生社会の実現に向けて、一緒に考えてみましょう。

問い合わせ先 市人権政策課 ☎30・6113番、FAX 24・8577番

外国人住民の現状



住民のうち
約50人に1人が
外国人住民

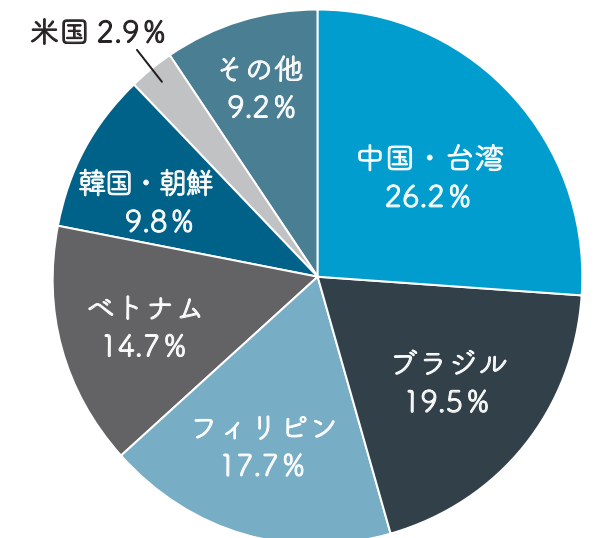
在留外国人数は、平成20年の世界的な経済危機や同23年の東日本大震災の影響で一時減少しました。

しかし、近年は中国やベトナム、フィリピンからの技能実習生などの来日によって、増加傾向にあります。

世代別では、20～40歳代の働く世代が最も多く、外国人住民の多くが市内の産業に従事し、産業を支えていることがわかります。

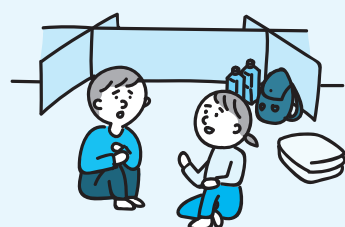
出典：彦根市多文化共生推進プラン（平成29年3月）

国籍別の内訳



多文化共生フォーラム

テーマ：
災害に備える
～外国人住民のための
避難所運営・情報伝達のあり方をみんなで考える～



国籍に関係なく、一緒に多文化共生について考えましょう。今回は防災の観点から、災害時の外国人住民への対応などをどのように行うとよいかを話し合います。
※ポルトガル語・英語・中国語の通訳対応があります。必要な場合はお申し出ください。

日時 2月12日(月・振) 10:00～12:00
場所 大学サテライト・プラザ彦根(アル・プラザ彦根6階)
申込期限 2月7日(水)
申込方法 電話かFAXで困人権政策課に申し込んでください。



外国人住民対象の行政制度説明会

考えよう

登録しよう

彦根市多文化共生サポーター

多文化共生サポーターは、外国人住民が、より暮らしやすくなるために支援を行う人です。
外国語が話せる人だけでなく、全く話せない人も大歓迎です。

◆どんな活動をするの？

夏休み・冬休みの子ども多文化クラブ(外国人児童・生徒が対象)で社会科見学に付き添ったり、勉強を教えたり、さまざまな国の文化的活動を一緒に楽しんだりします。
このほか、母語教室・多国籍料理教室の補助などがあります。

登録を希望される場合は、困人権政策課にある申込書に記入して、窓口へ提出してください。



子ども多文化クラブ

申込・問い合わせ先

困人権政策課 ☎ 30-6113、FAX24-8577、✉ kokusai@ma.city.hikone.shiga.jp

多文化共生について インタビューしてみました！

インタビュー①

いろんな国に興味を持って 視野を広げてほしい

◆彦根は1番住みやすい

23歳の時、働くためにブラジルから来日しました。当初は日本語がほとんど理解できず、職場では心ない言葉を言われることもありましたが。働きながら、少しずつ自分で日本語を勉強し、段々と言葉が理解できるようになりました。

他の地域で暮らしたこともあります。彦根ではあまり感じたことがないためです。それは、外国人に対する差別や偏見を、彦根ではあまり感じたことがないためです。また、外国人向けのサービスが充実していたり、言葉がわからなくても一生懸命に優しく対応しようとする気持ちを感じられたりします。

◆料理を通して知ってもらいたい

ブラジル料理を知ってもらおうチャンスだと思って出店した「ウィズマルシェ」では、たくさんの人にブラジルのお菓子を知ってもらえました。

「おいしい！」と笑顔で食べてくれたことが嬉しく、これからも料理を通してブラジルの文化を紹介していきたいと思っています。

◆子どもに自分らしさを大事にってもらいたい

私の子どもが通う学校には多くの外国人児童がいますが、自分自身のアイデンティティー(独自性)を隠そうとする姿を見かけます。「外国＝アメリカ」と思われることも多いですが、世界にはいろんな国があり、それぞれ文化などが異なるため、興味を持って視野を広げてほしいです。

将来、子ども達が堂々と自分の出身国を言えるようになってほしいなと思います。



シロマ・
マルシア・アケミさん
(ブラジル出身)

インタビュー② 国籍などもひとつの個性

多文化共生社会の実現には、国籍や文化背景の違いによらず、一人ひとりの意識や行動によって、よりよい社会を作っていくことが求められます。

私たちの社会は、国籍や文化背景の違いに限らず、性別や年齢、生まれや育ちなど、さまざまな違いや個性を持った人々とともに生きています。そうした中で多文化共生社会を実現するためには、単に「外国人」を対象とした取り組みだけでなく、「全ての市民」が関わっていきような取り組みが必要で、一人ひとりが当事者として主体的な意識を持つことが大切です。そうすることで、結果的に誰もが尊重され、暮らしやすい社会になっていくのだと考えています。



彦根市多文化共生推進プラン
策定委員長

森 雄二郎さん(聖泉大学講師)

「多文化共生」という言葉を使わなくても、こうした意識が日常生活の中に当たり前にある社会になってほしいと思います。

市・県民税の申告

市税務課市民税係（彦根駅西口仮庁舎 3 階）
☎ 30-6140

申告の案内

市・県民税の申告が必要と思われる人には、「申告のご案内」を郵送します。申告書は、申告の受付会場に用意していますので、その場で作成できます。事前に申告書が必要な場合は、市税務課（彦根駅西口仮庁舎 3 階）にお申し出

- 書類（源泉徴収票、支払調書など）
- 営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」
- 所得控除の対象となるものに関する書類（医療費の明細書、雑損控除の対象となる各種領収書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、国民年金保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の支払証明書、寄附金の領収書など）
- 配偶者（特別）控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できる書類など
- 身体障害者などの人は、障害者手帳など
- マイナンバー本人確認書類（詳しくは 7 ページをご覧ください）

市では、申告受付を左の日程で行います。「申告のご案内」の送付がなかった人でも、申告が必要な場合は最寄りの会場にお越しください。
所得税および復興特別所得税（以下、「所得税」）の確定申告（このページをご覧ください）をする人は、市・県民税の申告をする必要はありません。
営業・農業・不動産所得のある人は、「収支内訳書」が必要です。事前に作成をお願いします。

申告に必要なもの

- ▼「申告のご案内」
- ▼印鑑
- ▼平成 29 年中の所得が明らかになる

- 年金所得者の確定申告など、簡易な所得税の申告も受け付けます。ただし、次に該当する人は、税務署が開設する申告書作成会場（商工会議所 4 階）で申告をお願いします。
- ▼所得税の住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▼譲渡所得（株式譲渡、不動産譲渡など）がある人
- ▼青色申告をする人
- ▼初めて事業所得を申告する人
- ▼税務署から申告書が送付された人
- ▼住宅耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修などの特別控除を受ける人

ご注意ください

▼国民年金保険料の控除を受ける場合は、控除証明書が必要です。郵送されない場合は、彦根年金事務所（☎ 23-1114 番）にお問い合わせください。

▼医療費控除を受ける場合は、「医療費の明細書」を申告書に添付する必要があります。事前に作成してください。

▼確定申告をする場合、市では申告書（控）に受付印を押すことや、持ち込みの申告書に印字することはできません。



<申告受付日程>

土・日曜日と、平日の 12:00～13:00 は受付できません。

月 日	会 場	受付時間
2月20日(木) 22日(木)	稲 枝 支 所 (右図①)	9:00～12:00 13:00～16:00
2月27日(木)	亀山出張所 (右図②)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月 1日(木)	高 宮 地 域 文化センター (右図③)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月 6日(木)	河 瀬 地 区 公 民 館 (右図④)	9:00～12:00 13:00～16:00
3月 8日(木)	鳥居本地区 公 民 館 (右図⑤)	13:00～16:00
3月13日(木) 14日(木)	稲 枝 支 所 (右図①)	9:00～12:00 13:00～16:00 9:00～12:00 13:00～15:00
月 日	会 場	受付時間
2月16日(金) 3月15日(木)	市 税 務 課 (彦根駅西口 仮庁舎 4 階)	9:00～12:00 13:00～16:30

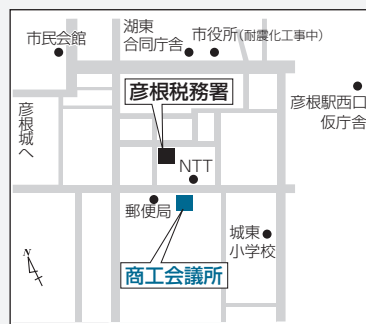
所得税の確定申告

彦根税務署（立花町 5-20）
☎ 22-7640【自動音声案内】

所得税は、納税者自身が 1 年間の所得と税額を計算し、申告・納付するしくみになっています。確定申告が必要な人で、期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税や加算税がかかることもありますので、ご注意ください。

申告書作成会場は彦根商工会議所です

確定申告期間中の申告書作成会場は、昨年と同じく彦根商工会議所 4 階です。彦根税務署には申告書作成会場はありません。



マイナンバーの記載が必要です

平成 28 年分の確定申告の手続きから、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示またはコピーの添付が必要です。確認書類は次のとおりです。
マイナンバーカードがある人
マイナンバーカード（番号確認と身元確認が同時にできます）
マイナンバーカードがない人
次の①②いずれも必要です。

- ① 通知カード、住民票のコピーまたは住民票記載事項（マイナンバーが記載されたもの）のうちいずれか一つ
- ② 運転免許証、健康保険証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか一つ

タブレット端末などでも申告書が作成できます

タブレット端末などでも「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。ただし、パソコンで利用可能な「e-Tax」での申告書の電子送信など、一部機能が利用できないため、申告の際は申告書を印刷して郵送などで提出する必要があります。

また、コンビニエンスストアなどでプリントサービスを利用して申告書を印刷することもできます。
※なお、プリントサービスの利用には手数料がかかります。

開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)（土・日曜日は除く）
相談受付時間 午前9時～午後4時
※申告書作成会場の混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
※彦根税務署では、作成済みの申告書などの受付、納税、納税証明書の交付のみを行います。

医療費控除に関する改正
▼添付書類
平成 29 年分の確定申告から、医療費の領収書に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。
▼セルフメディケーション税制の創設
健康の保持増進および疾病予防の一定の取り組み（特定健康診査予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診）を行っている人が、特定一般用医薬品などを購入した場合、1 万 2 千円を超える部分が医療費控除の対象となります（8 万 8 千円が上限。この控除を受ける場合、従来の医療費控除は適用できません）。

※「医療費控除の明細書」を添付して申告した場合、領収書は 5 年間の保存が必要となります（2019 年分の確定申告までは領収書の添付・提示によることもできます）。

問い合わせは電話で

不明な点などは電話で問い合わせることができます。税務署に電話し、音声案内に従って相談内容に応じた番号を選択してください。
▼確定申告に関する相談 0 番
▼税金に関する一般的な相談 1 番
▼税金の納付相談・税務署からの送付文書に関する問い合わせ 2 番
▼消費税の軽減税率制度に関する相談 3 番
▼確定申告書等作成コーナーの操作などに関する問い合わせ先
「e-Tax」作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570-01-5901 番
マイナンバーの取得などに関する問い合わせ先
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178 番

税理士による相談会

税理士による相談会が次のとおり開設されますので、ご利用ください。

▼稲枝商工会館会場
開設日 2月19日(月)
時間 午前9時30分～正午
午後1時～同4時
▼バシティ彦根会場
開設日 2月21日(水)～同23日(金)
時間 午前10時～正午
午後1時～同4時
場所 2階第1研修室
※入場は、いずれも午後3時まで
主催 彦根納税協会 ☎ 22-28366 番

平成30年度から適用される
市・県民税の改正点

医療費控除に関する添付書類の見直し

平成29年分の申告から、医療費の領収書を提出する代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

明細書の作成方法

次の事項を記載してください。

- ▼医療を受けた人の氏名
- ▼病院・薬局などの支払先の名称
- ▼支払った医療費の額

- ▼生命保険や社会保険などで補填される金額
- ※領収書が複数ある場合は、病院などの支払先ごとのまとめて記載することができ

ます。

※本人と生計をともにする家族など、複数人分の医療費をあわせて申告する際は、各人に分けて記載する必要があります。

※明細書の様式は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）からダウンロードするか、国税務課窓口にお越しください（任意の様式でも可）。



給与所得控除の見直し

平成26年度の税制改正で、給与所得控除の上限が引き下げられました。

	現 在	平成29年分 申告から
上限額が適用 される給与収入	1,200 万円	1,000 万円
控除の上限額	230 万円	220 万円

確定申告書の電子送信

平成29年分の申告から、市の申告会場で受け付ける確定申告書は、電子データとして税務署に送信します。過去に「e-Tax（電子申告）」の利用のために利用者識別番号を取得したことがある人は、番号確認のため、「申告書等送信票の控」や「税務署からのお知らせはがき」を持参ください。問い合わせ先 国税務課 ☎ 30・6140番、FAX22・1398番

祝日などのごみ等収集
のお知らせ

2月12日（月・振）は、月曜収集区域のびんのみ収集します（燃やすごみ・容器包装プラスチックの収集はありません）。また、困清掃センターへの直接搬入はできません。

詳しくは「ごみ等の収集力レンダー」でご確認ください。ごみは、収集日の午前8時までに決められた場所に出してください。

指定袋に入っていない燃やす
ごみの回収を終了します

3月末をもって、指定袋に入っていない新聞や雑誌、ダンボール、剪定枝の回収を終了します。詳しくは広報ひこね1月1日号と同時に配布した青色のチラシをご覧ください。

問い合わせ先

困清掃セン
ター ☎ 22・2734番、FAX24・7787番



鳥居本地区わいわいひろば
開催日を変更します

【変更前】2月23日（金）

← 【変更後】2月16日（金）

※時間（午前10時～同11時30分）と会場（鳥居本地区公民館）は変更ありません。

問い合わせ先

困子ども・若者課 ☎ 49・2251番、FAX26・1768番

銃砲刀剣類の登録審査

美術品、骨董品としての火縄銃などの古式銃や刀剣類は、銃砲刀剣類所持等取締法により登録することが義務づけられています。登録されていない銃砲・刀剣類は、他人へ譲渡したり、所持したりすることができませんので登録してください。

問い合わせ先

2月8日（木） 午前10時～午後3時
場所 大津合同庁舎7B会議室（大津市松本一丁目）

持ち物

- ①銃砲刀剣類（現物）
- ②警察署発行の刀剣類発見届出済証
- ③審査手数料（1件6、300円）、または再交付手数料（1件3、500円）

意見公募手続制度

ご意見をお待ちしています

彦根市立地適正化計画（素案）

内容 人口減少や少子高齢社会への対応として、持続可能な都市づくりの実現を図るため、医療・福祉・商業などの都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、公共交通ネットワークと連携し、駅を中心とした新しい生活空間の創造を図ることで「多極集約・連携型のコンパクトシティ」をめざす計画です。

素案の公開期限と意見の提出期限 2月20日（火）（必着）
提出方法 困都市計画課窓口
に直接お持ちいただくか、郵送、FAX、メールで提出してください。

提出・問い合わせ先

①困都市計画課計画・開発調整係 ②困都市計画課景観・まちなみ保全室（〒522-0074 大東町2-28） ☎ 30・6124番、FAX24・8517番
✉ toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

意見の提出用紙は、各公開場所にあります。彦根市ホームページからも様式をダウンロードできます。

お寄せいただいたご意見などは、意見に対する彦根市の考え方とともに整理した上で、彦根市ホームページなどで公表します。

お寄せいただいたご意見に対して、個別に回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

彦根市立地適正化計画（素案）

市民説明会

～駅を中心とした新しい生活空間の創造に向けて～

同計画の概要を市の職員が説明し、市民の皆さんのご意見などをいただく市民説明会を開催します。

日時・場所

- 2月6日（火） 稲枝地区公民館（第1会議室）
- 2月8日（木） ひこね燦ぱれす（会議室）
- 2月9日（金） 彦根市民会館（第1会議室）

開催時間は各日とも19:00～20:30
※参加の受付は、当日の先着順となります。

問い合わせ先 困都市計画課計画・開発調整係 ☎ 30-6124、FAX24-8517



一部の高齢者は障害者
控除が受けられます

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つていない人でも、福祉事務所長が次の①～③の条件を全て満たすと認定すれば、所得税や市・県民税の障害者控除が受けられます。

認定の条件

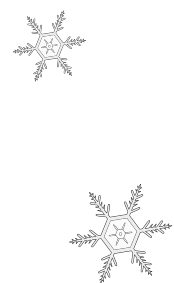
- ①市内に住所がある65歳以上の
- ②要介護の認定を受けている人
- ③医師の診断などで、中等度以上の認知症の症状が認められる人、または身体的な理由でほぼひとりで外出をせず、日常生活上で介助が必要な人

申請方法

本人の介護保険被保険者証と申請者本人または家族の印鑑を持って、困介護福祉課にお越しください。申請後、10日ほどで結果を通知します。

問い合わせ先

困介護福祉課 ☎ 23・9660番、FAX26・1768番



問い合わせ先 困教育委員会
文化財保護課 ☎ 077・528・4672番、FAX077・528・4956番

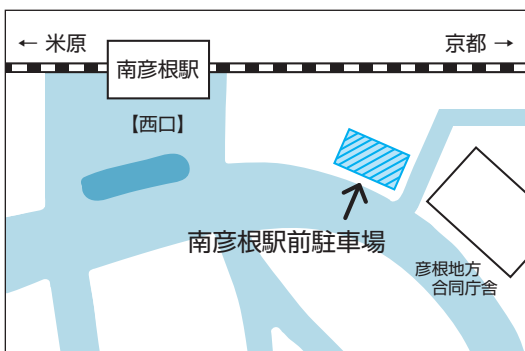
彦根市宮南彦根駅前駐
車場を閉鎖します

自転車駐車場新設に伴い、3月31日をもって彦根市宮南彦根駅前駐車場（西今町）を閉鎖します。利用者の皆さんにはたいへんご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※未使用回数券の現金への払戻しは致しかねますので、ご注意ください。

問い合わせ先

困交通対策課 ☎ 30・6134番、FAX24・5211番



口座振替・クレジットカー
ドによる国民年金保険料
前納の申込は早めこ

口座振替・クレジットカードによる国民年金保険料の各種前納の手続きの締め切りは2月28日（火）です。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。希望する場合は、早めの手続きをお願いします（保険料の割引率が一番高くなるのは、これまでと同様に「口座振替」です）。※すでに口座振替で前納されている人は、再度申込する必要はありません（1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更する場合は、再度申込が必要）。

※保険料が一部免除された人は、口座振替の前納制度は利用できません。

※郵送による申込の場合、郵便物の到着までに日数がかかるので、早めに投函してください。

問い合わせ先 彦根年金事務所 所国民年金課 ☎ 23・1114番、FAX23・9033番



男女共同参画センター「ウィズ」のイベント

ウィズおやこ広場

内容 乳幼児用の滑り台・ジャングルジム・ブランコなどの遊具をそろえ「室内ゆうえんち」を開園します。広い会場で思いっきり体を動かして遊びましょう。

日時 2月10日(土) 10:00～11:30

対象 乳幼児と保護者 **費用** 無料

※事前申込は不要です。

スマートフォン教室

内容 スマートフォンに触れたことの無い人や使い方がよく分からない人を対象に、スマートフォンの便利さや面白さを一から楽しく学びます。

日時 2月14日(木)、同16日(金)(全2回)
いずれも 10:00～12:00

定員 12人(先着順) **費用** 1,000円(2回分)

※オリジナルテキストを無料で進呈します。

※講座では、講座用に用意したスマートフォンを使用します。

申込開始日時 2月1日(木) 9:00～

※電話、FAXまたは直接窓口でお申込みください。

ウィズ法律講座

知らぬは恥だが役に立つ

内容 身近に起こっている問題や遺産相続(お金、お墓、お骨、お仏壇)など、残された家族が困る問題を事例とともに詳しく知って学べる講座です。

日時 2月24日(土)

10:00～12:00(受付9:30～)

定員 30人(先着順) **費用** 300円

申込開始日時 2月1日(木) 9:00～

託児 1人300円

(0歳～就学前、要予約)

※電話、FAXまたは直接窓口で申し込んでください。



申込・問い合わせ先

男女共同参画センター「ウィズ」(平田町670)
☎・FAX 24-3529

彦根市緊急通報システムの利用申請を受け付けています

急病などの緊急事態に陥ったとき、ボタンを押すだけで緊急通報受信センターに通報され、地域の人々の協力により早期対応が可能となります。

対象 病弱のため日常生活に不安のある高齢者・障害者で、次の①～④のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ② 65歳以上の高齢者世帯
- ③ ひとり暮らしの在宅重度身体障害者
- ④ 世帯員が在宅重度身体障害者のみの世帯

※固定電話を設置している人、固定回線を利用している人に限ります。

費用(月額利用料)

生活保護以外の世帯: 124円、生活保護世帯: 0円

※困介護福祉課窓口か郵送で申し込んでください。申請書など必要書類は、困介護福祉課に設置しているほか、彦根市ホームページからもダウンロードできます。

※利用を希望される人は、協力員が3人必要になるなど、条件がありますので事前にお問い合わせください。

申込・問い合わせ先 困介護福祉課(〒522-0041 平田町670) ☎23-9660、FAX26-1768



市民ボランティア活動スキルアップ講座

内容 高齢者の介護予防・生活支援を充実させるため、平成29年4月から介護保険の新しいサービスである総合事業が始まりました。在宅で支援を必要とする高齢者の自宅を訪問し、買い物や掃除など日常生活の支援を行う人を養成する研修を開催します。

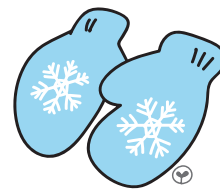
日時 3月8日(木) 午前9時15分～午後3時30分、同9日(金) 午前9時～正午 **場所** 困くすのきセンター(八坂町) 3階会議室

対象 次の①・②ともに該当する人
① 両日程に出席でき、過去に本研修を受けたことがない人
② 介護予防、日常生活支援総合事業の生活支援サービス(※)に従事しようとする人

※電話かFAXで申し込んでください。

費用 無料 **申込期限** 3月2日(金) **申込・問い合わせ先** 困医療福祉推進課 ☎24-0808番、FAX24-5870番

第25回彦根市立病院健康講座
内容 永くペースメーカー治療についての講演や健康体操、いきいきコンサートなどを行います(健康弁当付き)。
日時 2月24日(土) 正午～午後3時10分 **場所** 市立病院医療情報センター(八坂町) 1



平成30年度市民会館舞台練習場使用(運営)団体(参加資格) 次の①・②ともに当てはまる団体
① 市内で組織的に活動する舞台芸術関係

内容 カロム協会の皆さんに、初歩から遊び方を教えてもらいます。試合をして第3位まで表彰します。
日時 2月24日(土) 午後1時30分～同3時 **場所** ふれあいの館(八坂町) **対象** 小学生 **定員** 20人程度(先着順) **申込期間** 2月1日(木)～同17日(土) **費用** 無料 **申込・問い合わせ先** ふれあいの館 ☎25-4452番、FAX47-5088番

カロム大会

内容 カロム協会の皆さんに、初歩から遊び方を教えてもらいます。試合をして第3位まで表彰します。
日時 2月24日(土) 午後1時30分～同3時 **場所** ふれあいの館(八坂町) **対象** 小学生 **定員** 20人程度(先着順) **申込期間** 2月1日(木)～同17日(土) **費用** 無料 **申込・問い合わせ先** ふれあいの館 ☎25-4452番、FAX47-5088番

平成29年度彦根城博物館美術講座

知的美術探訪 一日本美術の銘と号一

日本美術の「銘」と「号」、すなわち、作品に付けられる「名」についてとりあげます。茶道具につけられる銘はよく知られていますが、雅楽器の銘の歴史はそれより遡ります。刀剣では、その名を、銘ではなく「号」で表すのが一般的です。

本講座では、雅楽器、茶道具、刀剣、それぞれにおける銘や号について、彦根城博物館学芸員が紹介します。

日時 2月17日(土) 13:30～16:10

内容

- ▶ 第1講「雅楽器の銘」(茨木恵美)
- ▶ 第2講「茶道具の銘」(奥田晶子)
- ▶ 第3講「刀剣の号」(古幡昇子)

場所 彦根城博物館(金亀町) 講堂

対象 中学生以上

定員 50人(先着順)

費用 200円(資料代)

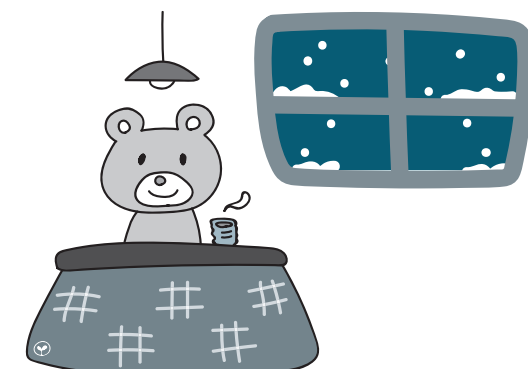
※市内の中学生は無料、1講のみの受講も同額

※事前申込はありません。

問い合わせ先 彦根城博物館学芸史料課「美術講座」係(〒522-0061 金亀町1-1) ☎22-6100、FAX22-6520



▲肩衝茶入(かたつき ちゃいれ)銘夏山



平成30年度
彦根市秋の文化祭協賛事業

〈対象事業〉9月1日(土)～12月2日(日)に開催される展示、発表など
〈対象団体〉市内の文化芸術団体、社会教育団体、またはこれらに準ずる団体で、過去に市内外で展示、発表などの活動実績がある団体(営利目的や政治目的、宗教目的は不可。個展などの個人的な作品発表も不可)
〈協賛事業になる利点〉①後援名義が使用でき、事業のチラシなどに「後援彦根市・彦根市教育委員会」と表示できます。②広報ひこね、文化祭ポスターなどによるPRができます。
〈申込方法〉申込書、暴力団排除に係る誓約書兼同意書のほか、申込書に記載の必要書類を市文化振興室まで提出してください。
〈申込書・募集要項の配布場所〉市民会館、支所・各出張所、各地区公民館、高宮地域文化センター、みずほ文化センター、ひこね市文化プラザなど
〈申込期間〉2月21日(水)～3月31日(土)
〈申込・問い合わせ先〉市教育委員会文化振興室
☎23・7810番、FAX21・3080番

ご城下にぎわい市
出店者

〈内容〉春の行楽シーズンに、金亀児童公園(金亀町)内の特設会場(井伊直弼公像横)で開催されるご城下にぎわい市の出店者を募集します。
〈開催日

時〉3月17日(土)～5月6日(日) 午前9時30分～午後5時
〈対象〉市内で営業している事業主(会社)
〈その他〉販売は、公益社団法人彦根観光協会が行います。売上手数料として売上金の30%をいただきます。
〈申込期間〉2月1日(水)～同15日(水) 午後5時
〈申込・問い合わせ先〉(公社)彦根観光協会(本町一丁目12・5 四番町スクエア)
ひこね街なかプラザ内 ☎23・0001番、FAX26・1919番 ※同協会にある申込書に必要事項を書いて、申し込んでください。



巡回市長室

日時 2月21日(水)
午前10時～正午
場所・申込場所 旭森地区公民館(正法寺町)
定員 5人(団体・先着順)
申込期間 2月1日(水)～同20日(火)
問い合わせ先 囲まちづくり推進室
進室 ☎30・6117番、FAX22・1398番
※申込方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。
か、囲まちづくり推進室にお問い合わせください。

子どもセンターからのお知らせ

星空教室

オリオン座を見よう

内容 寒さが厳しい冬、夜空は冴えわたり星座が最も豪華な季節となります。今回はオリオン座について学びます。大きな望遠鏡で探訪してみませんか。
日時 2月16日(金) 19:00～20:30
対象 天体に興味がある人(小学生以下は保護者同伴)
定員 30人(先着順) 費用 300円(幼児は無料)
申込期間 2月3日(土)～同15日(水)
※雨天などの場合は中止。16:00以降に開催の有無を確認してください。

子ども教室

ブーメラン・竹とんぼ・飛行機を紙で作ろう!

内容 厚紙を使って、ブーメラン・紙とんぼ・紙飛行機などを作り、競争して飛ばしてみよう。
日時 2月17日(土) 13:30～15:00
対象 小・中学生(小学生は保護者同伴)
定員 10組 費用 200円
申込期間 2月3日(土)～同14日(水)

子育て講座

遊びは人生の宝物

内容 子どもにとっての「遊び」は、人生の豊かさを決定する大切な学びです。最新の教育事情から、遊びの意義について考えてみましょう。
日時 2月22日(水) 10:00～11:30
対象 平成23年4月2日～平成29年9月30日生まれの子どもの保護者
定員 20人(先着順) 費用 200円
持ち物 筆記用具 記帳 申込時にご相談ください。
申込期間 2月3日(土)～同15日(水)



申し込みや詳しい内容などは、子どもセンターまでお問い合わせください。
申込・問い合わせ先 囲子どもセンター ☎28-3645、FAX28-3646

湖東広域連携
婚活応援事業

KOTO 恋



彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の1市4町を舞台に婚活事業を行います。最終回は、かまど炊き、味噌汁づくりなどの体験、百人一首などを行います。

日時 3月4日(日) 11:00～(受付10:30～)

場所 和家(犬上郡甲良町)

対象 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町に在住・在勤または将来移住する意思のある20～45歳の独身の男女(学生は除く)

定員 24人(男女各12人ずつ)

費用 男性2,500円、女性1,800円

申込期限 2月19日(月)(応募多数の場合は抽選)

持ち物 身分証明証(免許証・保険証など)

申込方法 ホームページ(<http://kotokoi.net>)に必要事項を入力して申し込んでください。

申込・問い合わせ先 RunLand(株)(1市4町受託業者)

☎0584-73-5123、FAX0584-73-5123

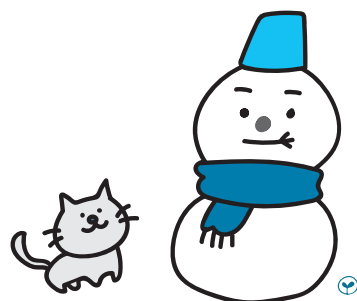


ホームページQRコード

平成30年度県政モニター

〈内容〉県からお願するアンケート調査への回答や、県政に関する意見や提案の提出をしていただきます。
〈委嘱期間〉4月(委嘱した日)～平成31年3月31日
〈対象〉平成30年4月1日時点で、次の①～③に全て当てはまる人
①県内に在住の15歳以上の人
②県政に関心を持ちモニター活動ができる人
③インターネットを利用してサイトの閲覧、メールやアンケートの回答ができる人(携帯電話端末を除く。スマートフォンなどは可)
※議員、常勤の公務員は除きます。
〈定員〉400人(申込者多数の場合は2月下旬に抽選を行い、結果は応募者に通知します。)
〈申込期限〉2月9日(金)午後5時
〈申込・問い合わせ先〉県広報課県民の声係
☎077-528-3046番、FAX077-528-4804番、ホームページ<http://www.pref-shiga.jp/akohor/>

覧、メールやアンケートの回答ができる人(携帯電話端末を除く。スマートフォンなどは可)
※議員、常勤の公務員は除きます。
〈定員〉400人(申込者多数の場合は2月下旬に抽選を行い、結果は応募者に通知します。)
〈申込期限〉2月9日(金)午後5時
〈申込・問い合わせ先〉県広報課県民の声係
☎077-528-3046番、FAX077-528-4804番、ホームページ<http://www.pref-shiga.jp/akohor/>



モニター ※「しがネット受付サービス」(<https://s-kantan.com/pref-shiga-u/>)から申し込んでください。

育休後のハッピー・キャリア・カフェ

〈内容〉このカフェで、育休後の働き方を一緒に考えてみませんか。講演、先輩女性へのインタビュー、ワークシヨップ。
〈日時〉2月25日(日) 午後2時～同4時30分
〈場所〉ホテルピアザびわ湖(大津市におの浜)
〈対象〉産休中・育休中の人、育休から復帰された人、育休

取得予定の人、およびそのパートナー
〈定員〉50人(先着順)
〈申込期限〉2月15日(水)
〈託児〉無料(6か月未満の就学前、要予約)
〈申込・問い合わせ先〉園女性活躍推進課 ☎077-528-3770番、FAX077-528-4807番
※園女性活躍推進課のホームページ(<http://www.pref-shiga.jp/jpc/danjo/>)から申し込んでください。

ミシガン州立大学連合日本センター

"Wednesday Nights" シリーズ「ドラマナイト」

英語教官や留学生と、動画を見ながら感情表現などを練習し、楽しく交流します。

日時 2月7日(水) 19:00～20:30

対象 市内に在住・通勤・通学の人(18歳以下は保護者同伴)

定員 30人(先着順)

費用 無料 申込期限 2月2日(金)

申込方法 ホームページから申込書をダウンロードして直接窓口に提出するか、FAX、メールで申し込んでください(同時に3人まで申込可)。

国際交流フィールドトリップ

甲賀忍術屋敷見学や信楽での絵付け体験など、滋賀の文化に触れながら米国の留学生と交流します。

日時 3月10日(土) 9:00～17:00

集合場所 ミシガン州立大学連合日本センター(松原町)

※バスで移動します(同センター発着)。

対象 市内に在住・通勤・通学の人(18歳以下は保護者同伴)

定員 15人(先着順) 費用 2,000円(絵付け体験料)

※甲賀忍術屋敷入場料と昼食代は各自負担

申込期限 2月16日(金)

申込方法 ホームページから申込書をダウンロードして、参加費を添えて直接窓口に提出してください。

申込・問い合わせ先

ミシガン州立大学連合日本センター ☎26-3400、FAX24-9356、✉michigan@jcmu.net、ホームページ <http://www.jcmu.net>



※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 など
彦根ヒストリア講座 「井伊家伝来の名宝」編	【第8講】2月5日(月)、 【第9講】3月20日(火) 19：00～20：30 (18:30開場)	彦 根 商 工 会 議 所 (中 央 町) 4 階 大 ホ ー ル	譜代大名筆頭を誇った井伊家にふさわしい名宝の数々について、彦根城博物館学芸員が語ります。(第8講「丹青の美・絵画」、第9講「数寄の世界・茶道具と調度」) 費用:700円(学生無料) ※ホームページ(http://www.hikone-cci.or.jp/)から申込できます。詳しくはお問い合わせください。 彦根商工会議所 ☎22-4551、FAX26-2730
赤ちゃんサロン	2月6日(火) 10：00～11：30 (受付9：45～10：00)	団 子 ど も セ ン タ ー (日 夏 町) 多 目 的 室	子育てに関する情報交換や、保護者同士が出会える場です。 対象：2～6 か月児とその保護者 持ち物：バスタオル 団子どもセンター ☎28-3645、FAX28-3646
街 中 サ ロ ン	2月8日(水)、同24日(土) 10：00～15：00	「minto」(株)川地工務店 (長 曾 根 南 町)	知的障害や発達障害のある人やその家族が、悩みなどを話して情報交換をする場です。気軽に集まり、みんなで交流しましょう。 NPO 法人彦根育成会 ☎24-8624、FAX49-3656
男性介護者のつどい 「彦根こんき会」	2月12日 (月・振) 10：30～15：00	団市民交流センター (里 根 町) 図 書 学 習 室	認知症の家族を介護する男性同士で語り合ひましょう。 気軽にご参加ください。途中からでも参加できます。 費用：200円 (昼食代は別途必要) 認知症の人と家族の会滋賀県支部 (小宮さん) ☎080-3797-4530
介護家族のつどい 「ほっこり」	2月13日(火) 13：30～15：30	くすのきセンター (市立病院敷地内) 2階医療福祉推進ルーム	認知症などの家族を抱える介護者同士が、日頃の思いを共有したり、情報交換などをする会です。気軽にご参加ください。 費用：200 円 (茶菓子代、初めて参加の人は無料) 団医療福祉推進課 ☎24-0828、FAX24-5870
障 害 理 解 を 深めるための講演会	2月17日(土) 10：30～12：30 (開場10：00)	ビバシティ彦根 (竹 ケ 鼻 町) 2階ビバシティホール	「誰もが自分らしく地域で暮らすために」と題して、大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類・准教授の三田優子さんが講演を行います (障害者団体や障害福祉サービス事業所による活動紹介・展示・販売もあります)。 ※手話通訳、要約筆記あり。 団障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767
ひこねで朝市	2月18日(日) 8：00～12：00	滋賀県護国神社境内 (尾 末 町)	「食の安全」「地産地消」「手作り」を掲げ、地場野菜、豆腐、湖魚料理、地酒、手作り雑貨などを販売します。 ひこねで朝市実行委員会 (ひこね市民活動センター内) ☎24-4461、✉hikonedeasaichi55@gmail.com
差別をなくし 人 権 を 尊 ぶ 彦根市青年集会	2月18日(日) 9：30～12：00 (受付9：00～)	ひこね市文化プラザ (野 瀬 町) メ ッ セ ホ ー ル	「人権」について、パネルディスカッションや意見交流でみんなで気軽に話し合ひましょう。※手話通訳あり 対象：市内在住、在勤、在学者 定員：120 人 (先着順) 託児：事前に要予約 (2月9日(金)まで) 団人権教育課 ☎24-7976、FAX23-9190
障 害 年 金 に 関 す る 無 料 相 談 会	2月20日(火) 10：00～15：00	ひこね 燦 ぱ れ す (小 泉 町)	社会保険労務士が無料で障害年金に関する相談会を行います。 持ち物：障害者手帳など身体状態がわかるもの、年金手帳やねんきん定期便など年金記録がわかるもの 申込期間：2 月 1 日(水)～同 19 日(月) ※電話か FAX で申込 (当日受付可)。 滋賀県社会保険労務士会障害年金相談チーム ☎077-526-3760、FAX077-526-1800
彦根市精神障害者家族会 「集 ま ろ う 会」 講 演 会	2月20日(火) 13：30～16：00	団障害者福祉センター (平 田 町)	地域生活支援センター職員による、家族の対応についての講演会です。 団障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767
元気21歩こう会	2月21日(水) 13：30～15：30 (集合 13：30)	市 立 図 書 館 (尾 末 町)	井伊家ゆかりの清涼寺で座禅体験をします。 費用：100 円 (保険代など) 「ひこね元気クラブ21」事務局 (団健康推進課内) ☎080-2944-4281、FAX24-5870
むかしばなしを 聞 く つ ど い	2月24日(土) 14：00～	市 立 図 書 館 (尾 末 町) ☎22-0649 FAX26-0300	昔話などを「語り」でします。 彦根おはなしを語る会
英 語 で 遊 ぼう ! 絵本とわらべうた	3月1日(水)、同10 日(土)、同15日(水) 11：00～11：30		親子で、英語の絵本とわらべうたを楽しみます。 対象：0～3歳児と保護者 定員：各回15組 (先着順) 講師：グループSTEP (ステップ) 申込開始日時：2月6日(火)10：00～ ※電話か直接窓口で申し込んでください。
がん患者サロン 「りらく彦根」	2月27日(火) 13：00～15：00	市 立 病 院 (八 坂 町) 3 階 講 堂	がん患者やその家族の交流の場です。がんと向き合っている人同士だからわかり合える思いを共有しましょう。 市立病院がん相談支援センター ☎22-6050 (代表)、 ✉gansoudan@municipal-hp.hikone.shiga.jp



※特に記載のないときは、事前申込は不要で、費用は無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 など
第14回BNN外国人による 日本語スピーチ大会	3月4日(日) 12：40～16：30	ひこね 燦 ぱ れ す (小 泉 町)	外国人による日本語スピーチ大会を開催します。 びわこ日本語ネットワーク事務局 ☎・FAX077-523-1061、✉bnn.biwako@gmail.com
がん患者さんのための ウィッグ相談会	3月8日(水) 13：30～15：00	市 立 病 院 (八 坂 町) 講 堂	医療用ウィッグ (かつら) を取り扱っているメーカーの専門スタッフが、がん患者さんの脱毛による悩みや相談に応じます。希望する人は試着もできます。 対象：がん患者 定員：20 人 (先着順) 申込期限:3 月 7 日(火) ※電話かメールで申し込んでください。 市立病院がん相談支援センター ☎22-6050 (代表)、 ✉gansoudan@municipal-hp.hikone.shiga.jp
おうみ狂言図鑑 2018 春公演	3月10日(土) 14：00～ (開場13:30)	みずほ文化センター (田 原 町) 多 目 的 ホ ー ル	出演：茂山七五三、茂山あきら、茂山千五郎 ほか 定員：403 人 (先着順) 費用：一般2,000円、25歳以下1,000円 (全席自由) 販売所：アル・プラザ彦根、ビバシティ彦根、ひこね市文化プラザ、みずほ文化センターほか みずほ文化センター ☎43-8111、FAX43-8112

図書館休館のお知らせ 【特別整理期間】2月14日(水)～2月22日(木)

市立図書館では、毎年この時期に「特別整理期間」を設けて、図書資料の点検整理を行っています。今年も、2月14日(水)～2月22日(木)の期間中休館します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。それに伴い、2月の「おひざでだっこのおはなし会」はお休み、「むかしばなしを聞くつどい」は、第4土曜日 (24日) に変更します。

休館中に本を返却する場合は、図書館玄関のブックポストをご利用ください。特別整理期間中も、動く図書館「たちばな号」は運行しております。

問い合わせ先 市立図書館
☎ 22-0649、FAX26-0300



低炭素社会推進トピックス 待機電力の削減を



低炭素社会を構築するためには、家庭や職場で使用するエネルギー使用量を少なくすることにより二酸化炭素の排出量を削減することが大切です。今回は、「待機電力」について紹介します。

待機電力とは
電気機器には、使用しているときに消費される電力だけでなく、使用していない時にも消費される電力があります。これを「待機電力」といいます。

待機時の消費電力量が多い機器は？
経済産業省資源エネルギー庁の報告では、ガス温水器、テレビ、エアコンが、待機時の消費電力量が多いとされています。

待機電力を減らすには
電気製品を使用しない時は、こまめに主電源を切りましょう。パソコンやステレオなどの液晶表示装置や時計が内蔵されている機器には、コンセントにプラグを差し込んでいるだけで電力を消費する機器があります。長期間使用しない機器はプラグを抜きましょう。

※出典…経済産業省資源エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド」

問い合わせ先 団生活環境課 ☎30・6116番、FAX27・0395番

(機能に支障がない場合)
プラグを抜く

↓

【年間】約 3,000 円の節約 (※)
電気 112kW の削減
CO2 63.8kg の削減

待機電力の対策による効果はどれくらい？
家庭で使用する電力のうち、約5%が待機電力とされています。対策を講じることで、このうちの約半分が削減できると考えられています。



ユネスコ世界寺子屋運動 書きそんじハガキ回収活動

紛争や貧困のために教育を受けられないまま大人になった人たちが、学校を中途退学せざるを得ない子どもたちが「学びの場＝寺子屋」で読み書きや計算などを学べるように、教育のチャンスを支援する活動です。書きそんじハガキや未使用のハガキを寄付することで、1枚あたり47円の募金になります。これらのハ

ガキの回収や募金は、日本ユネスコ協会連盟を通じて、発展途上国への教育支援に役立てます。書きそんじや未使用のハガキがありましたら、回収ポストにお持ちください。

回収ポスト設置期限 2月28日(水)
回収ポスト設置場所 彦根駅西口仮庁舎、教育委員会事務局、市立図書館、各地区公民館、各小中学校など
問い合わせ先 彦根ユネスコ協会事務局（市教育委員会生涯学習課内） ☎ 24-7974、FAX23-9190



委員会とは、以下の①～④のいずれかを決定します。①世界遺産一覧表に記載する②追加情報を要請し、決定を次回以降の審議に先送りする③記載を延期し、次々回以降の委員会審議に委ねる④不記載を決定する。いかなる場合に「顕著な普遍的価値」が存在するとみなされるかは、登録を目指すとき最も本質的で決定的な課題となりますが、条約実施のためのガイドラインも、「国家間の境界を超えて、世界が後世まで維持保存したいと思う人類史上の意義と、突出した文化的価値をもつ資産」と説明するにとどまっています。

世界遺産登録とは、何を後世に残したいかについて、世界が議論し、選択していくプロセスです。推薦書は、当該資産の価値が人類史

世界文化遺産としてどのように資産が登録されるのでしょうか。昭和47年にユネスコ総会で採択された世界遺産条約のもとで、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる建造物（群）や遺跡について、まず締約国政府が推薦書を提出し、21の締約国からなる世界遺産委員会が決定します。世界遺産一覧表記載にあたって、文化遺産候補であれば、委員会の諮問機関である国際記念物・遺跡会議（世界イコモス）が推薦書と推薦された資産の保存管理状況を審査し、委員会に勧告します。諮問機関の勧告は法的拘束力をもたず、委員会の審議によって修正されます。

現在、彦根市は、歴史上の事実と論理的な実証にもとづく研究を盛り込んだ推薦書案を作成中で、平成31年3月、文化庁に提出します。そのとき推薦書案をすでに提出している数件の候補とともに文化庁により審査され、推薦されるか否かの判断を仰ぐことになるります。その年の7月、候補のなかで、最も適切な推薦書案が文化庁により選ばれた後、翌年2月に、国が推薦する案件として閣議により決定され、同年5月、イコモスによる現地調査を受けます。イコモスの勧告は、同年7月に世界遺産委員会によって審議・修正され、登録か否か（上記の①～④）が決定されます。②、③の場合は再挑戦も可能で、④の場合には、イコモスの勧告直後に、締約国が一時的に取り下げることがあります。

近年は苦戦を伴う日本の案件も多く、何ともあれ世界遺産登録ルールにかなった立派な推薦書案を作成することが成功の鍵となります。彦根市は、遅くとも滋賀県での国民体育大会開催年までには登録を実現させるつもりです。（続く）

彦根市副市長 山根裕子

小江戸彦根と世界遺産登録(5) 世界遺産登録に必要な作業①

..... く 広 告 欄
.....

屋根補修
(雨漏れ補修)

漆喰塗り直し
屋根・外壁塗装

総合住宅リフォーム

住まいのことなら何でもおまかせ!!

ローンOK!
月々5,000円～

【本社】
彦根市和田町41-11

三共

☎ **0120-272-852**

相続税

相続税・贈与税無料相談会
2月15日(木) 午後から開催
ご予約は随時電話受付中 お待ちしております
(初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせていただきます)

TKC全国会 **大辻税理士法人**

担当税理士 **大辻 正樹・田井 尊之**

【彦根事務所】彦根市平田町410-6
TEL 0749-23-6432 (直通)
E-mail info@ootuji.com
http://www.ootuji.com/

平和堂*	★	青田小	小笠原小	市立彦根中	市立彦根高
マクドナルド	★	長寿寺小	長寿寺小	長寿寺小	長寿寺小
ファミリーマート	★	ファミリーマート	ファミリーマート	ファミリーマート	ファミリーマート

認知症あったかフォーラム2018

日時 3月4日(日) 13:30～15:30 (受付12:30)
場所 ひこね市文化プラザ（野瀬町）エコーホール
内容 ①キャラバン・メイトによる寸劇 ②講演「認知症とともに生きる」講師：藤田和子さん（日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事）
定員 300人（先着順）
申込期限 2月28日(水)
申込方法 電話かFAX（住所・氏名・電話番号・FAX番号を記入）で申し込んでください。
申込・問い合わせ先
彦根市認知症HOTサポートセンター
☎ 30-9601（平日9:00～17:00）、FAX26-2500



▲認知症サポーター
キャラバンマスコット
ロバ隊長

彦根市防災広場
平成28年に発生した熊本地震や鳥取県中部地震をはじめ、近年日本各地で自然災害が頻発に発生しています。本市でも、昨年は3つの台風が接近し、被害が発生しています。災害が発生した場合に備えて、防災に対する興味を持っていただけるよう、楽しみながら防災について、「知って・触れて・体験」で

きるイベントを開催します。
日時 2月10日(土) 午前10時～午後6時
場所 ビバシティ彦根（竹ヶ鼻町）1階ウェルカムプラザ（正面広場）
内容 防災展示コーナー、防災クイズ大会、防災グッズ手作りコーナー、救急救護体験コーナーなど
問い合わせ先 市危機管理室 ☎ 30-6150番、FAX 23-1777番

ナターリヤの部屋

第43回



家庭か仕事か、
選択するものなの？

昨年、私は友達と一緒に外国語でのスピーチ大会を見に行きました。その大会で、とても印象に残った日本人の女子高校生によるスピーチがありました。スピーチの内容は、「どうして日本では、女性が家庭か仕事を選ばなければならないのでしょうか」ということでした。私は来日してから働いている日本人女性の悩みや苦労などをよく耳にしますが、今回、女子高校生の将来に対する不安を聞き、「家庭か仕事か」というのは、どんなに重い選択肢なのか改めて感じました。

そのとき、ブラジルで出会った日本人の女性のことを思い出しました。その人は私と全く逆の立場で、日本に家族全員を残して、ブラジルで一人暮らしをしながら企業で数年前から働いています。家族は皆日本にいたのに、どうして帰国しないのかと尋ねたら、「ブラジルは、女性が働きやすい環境だから」という風に答えました。ブラジルは、完全な男女共同参画社会とは言えないものの、その女性はどこかで日本よりもブラジルにいた方が働きやすいと感じているようです。

日本では、さまざまな理由で働きに出る女性が増えていると思いますが、不景気が長く続いたブラジルでは、随分前から女性が働くのは当たり前になっています。そのため、独身の女性だけではなく、家庭を持ち

ながら働くママがたくさんいます。また、一般企業の事務職だけではなく、専門職に就いている女性など、さまざまな分野で活躍しながら、家庭も大事にしているロールモデルがいるので、働きたい女性にとっては心強い環境だと思います。

私はその環境の中で成長しましたので、将来は自分も家庭と仕事の両方を大切にしたいと思っています。両立するのは難しいかもしれませんが、成功例をたくさん見てきましたので、不可能だとは思いません。ただし、パートナーや家族、社会全体の協力が欠かせないこともよく分かっています。融通の利く勤務体制、家事への協力、育児休暇制度の確保など、家族側と社会側で実行できるさまざまな工夫が成立していないと、いつまで経っても「家庭か仕事か」という選択肢に悩まされます。

結局、「家庭か仕事か」という選択に苦しむのは女性だけではなく、男性もそうではないかと思っています。仕事をして社会に貢献できることや家族を支えて有意義に過ごすことなどは、そもそも男女を問わず大切な時間でしょう。「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」という話題に直面している現在の日本だからこそ、将来は家庭と仕事の両方を持ちたいあの高校生の悩みや、日本は働きにくいと思っている男女に目を向けていただけたらと思います。そして、私たち自身も、周りにいる人たちと助け合いながら、環境の改善に努めなければならないでしょう。

【彦根市国際交流員 ナターリヤ】



テーマ展

2月6日(火)まで

「彦根藩主井伊家の印章」

彦根藩井伊家の当主が使用していた印章は、700 顆(か) 余りの現存が確認されています。本展では、当主の名や号、中国の詩文の語など、印章に刻まれた多様な印文に注目します。多くの作品が初公開です。

2月9日(金)~3月6日(火)

「雛と雛道具」

井伊家 13 代直弼の愛娘弥千代(やちよ) (1846~ 1927) の雛と大揃いの雛道具を、地元の旧家に伝来した古今雛や御殿飾りなどとともに一挙公開。春の訪れを告げる恒例の展示です。



▲弥千代の雛道具のうち貝桶と合貝

ギャラリートーク

2月10日(土) 11:00~11:30、14:00~14:30

※事前申込:不要 場所:展示室1

観覧料が必要

ー 常設展示の名品 ー

常設展示「I「ほんもの」の出会い」では、譜代大名筆頭・井伊家に伝来した名宝を中心に展示を行っています。

2月9日(金)~3月6日(火)まで

「三彩宝相華文五耳壺」



宝相華唐草文と蓮弁文をあしらひ、緑と黄、紫の色鮮やかな釉薬を掛けた壺。中国南部で貯蔵用の壺として作られ、後に日本にもたらされ、茶の湯で用いる茶葉を入れるための茶壺として珍重されました。

展示室(一部)の休室・臨時休館のお知らせ

■臨時休館 2月7日(水)、同8日(木)

■展示室5、6休室 2月28日(火)まで

詳しくは、当館ホームページでもご確認ください。

“ほんもの”の出会い



文化プラザだより

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200 (9:00~19:00)
インターネットでも購入いただけます。 <https://bunpla.jp/>

3月18日(日)14:00 メッセホール

ひこね市民大学講座 芸術学部

絵本の中の美術

~どうぶつの描き方~

「かわうそ3きょうだい」「ゴリラ日記」「あらしのよるに」の絵本作家・あべ弘士と、子どもの本専門店「メリーゴーランド」店主で自ら絵本塾を主宰し、プロの絵本作家を世に送り出している増田喜昭が、絵本の中の美術について熱く語ります。



©あべ弘士

絵本が大好きな人、素敵な絵本を探し続けている人、あべ弘士のファンの人、楽しい講座にぜひお越しください。

【2月3日(土)9:00予約開始】

一般 500 円、友の会 450 円、
高校生以下 無料 (要入場チケット)

※未就学児は入場いただけません。

※託児サービスがあります (有料 / 要予約)。

自由

5月5日(土・祝) 14:00 エコーホール

第9回エコーホールピアノメンバー演奏会

ア・ピアチェーレ!

今年で 9 回目となる、ひこね市文化プラザエコーホールピアノメンバーの登録メンバーによる演奏会です。

自由 【2月17日(土)9:00入場整理券配布開始】
入場無料 (要入場整理券)

5月19日(土) 10:15/13:00 メッセホール

ベビーといっしょに コンサート2018

毎年大好評のお母さんと赤ちゃんがいっしょに楽しめるコンサート。時間を分けての2回公演です。

童謡や季節の歌、合唱曲など幅広いジャンルでお届けします。手遊びなど交えながら気軽に楽しめる内容になっています。(それぞれの公演内容は同じです。)

自由 【2月17日(土)9:00予約開始】

一般 500 円、友の会 450 円

※大人 1 人につき未就学児 2 人まで無料。

チケット販売について

【各公演 発売初日の予約の取り扱い】

※電話予約・インターネット予約のみの受付となります。

※窓口でのチケット引き取り・販売は開館日から承ります。

2月の休館日 5日(月)、13日(火)、19日(月)、26日(月)

◎表記のチケット価格は、全て税込価格です。

◎未就学児が入場しただけの公演を対象に託児サービスがあります。子ども1人1,000円です。公演の10日前までにお申し込みください。

◎高校生以下のチケットは、ひこね市文化プラザチケットセンター窓口のみの取り扱いです。

とまの玉手箱

博物館からのメッセージ



第258回

お雛様の並べ方

男雛は右? それとも左? —

桃の節句が近づき、家々や街角で、雛の飾り付けが始まる頃となりました。彦根城博物館でも、恒例の雛と雛道具の公開が始まります。

さて、毎年、雛の展示中に観覧者から寄せられるのが、「なぜ男雛が向かって右に、女雛が向かって左に並べられているのですか」という質問です。この質問に答える前に、確認をしておかなければならないことがあります。それは、左右の定義が、観覧者から見る場合と、雛の側から見る場合とは、逆になるということです。

左右の呼び分けは、一般的に見る人の立ち位置を基準に行います。しかし、例えば仏像を見る際の「本尊の右脇侍」と言えば、仏像から見て右側の像を示します。仏像が「ほとけさま」であり、単なる物ではないと考えられるからです。雛の場合はどうでしょうか。桃の節句で飾り付ける男女一対の人形である雛は、内裏雛とも呼ばれ、天皇と皇后になぞらえてつくられてきました。古の日本では、天皇は世を統べる人であり、

世の中心となる存在でした。天皇をかたどる雛もこれに倣い、雛を主体としてその左右を考えるべきでしょう。ここで述べる雛の左右は、雛から見た左右したいと思います。

さて、現代の雛の並べ方の主流は、男雛が右(向かって左)、女雛は左(向かって右)です。当館の飾り方はその逆。疑問に思われるのももっともです。実は、男雛を右に、女雛を左に飾るようになったきっかけは、昭和天皇の即位式にあるといわれています。昭和3年(1908) 11月10日、京都の紫宸殿で即位の大礼が執り行われ、天皇は高御座に、そしてその左奥に設置された御帳台に皇后が座りました。天皇が右に、皇后が左に並べられたわけです。その様子は、新聞に写真入りで掲載され、大いに注目を集めることとなります。

一方、京都をはじめとする関西地方では、現在でも、男雛を左に女雛を右に並べるのが主流です。この飾り方が、古の伝統に則った飾り方であると考えられているためです。その根拠は、左が右よりも尊いという、江戸時代以前の考え方にあるとされます。なぜ、左のほうが尊いのでしょうか。

これらことを考え合わせると、男雛を右とする飾り方は現代的、逆に左とする飾り方が伝統的と言えることができるでしょう。彦根城博物館で展示している雛の多くは、江戸時代から明治時代にかけて作られたものであるため、伝統的な飾り方に則って、男雛を左に女雛を右に並べています。

このように、雛の飾り方ひとつをとってみても、時代や地域の違いがあります。いろいろな場所での雛の飾りを楽しめるこの季節、男雛と女雛の左右の並びについても、是非、注目してご覧ください。

(彦根城博物館学芸員 奥田晶子)



▲立雛(彦根城博物館蔵)

写真の作品は、特別公開「雛と雛道具」で、2月9日(金)~3月6日(火)まで展示します。(期間中無休)



緊急車両の走行にご理解とご協力を



消防車や救急車などの緊急車両は、一刻も早く火災などの災害現場に到着し、被害を最小限にするための消防活動を行ったり、けがや病気の人を速やかに医療機関へ搬送したりしなければなりません。そのため、道路の右側部分に車体の全部または一部をはみ出して通行することや、赤信号の交差点に進入できることなどの特例が、法律で認められています。

しかし、緊急自動車が安全に通行するためには、皆さんの協力も必要です。緊急自動車に接近してきた場合は、次のように対応してください。

- ▼交差点またはその付近
交差点内を避け、道路の左側に寄って、一時停止してください。
- ▼一般の道路
緊急自動車に接近してきた場合は、道路の左側に寄って、進路を譲ってください。
- ▼狭い道路
緊急自動車の通行に支障がないようにしてください。
- ▼自転車走行中や歩行中
自転車に乗っている人や歩道のない道路を歩いている人は、走行・歩行を止め進路を譲ってください。

緊急車両は走行中サイレンを鳴らすことが法律で義務付けられているため、夜間でもサイレンを止めることができません。

サイレン音についてもご理解を願うとともに、円滑な緊急走行のためにも皆さんのご協力をお願いします。

ご注意ください 消火器などの不適切な訪問販売や点検

一般家庭・事業所を問わず、消火器などの訪問販売や、訪問点検による被害が市内で発生しています。

訪問業者は言葉巧みに消火器などを高額で販売したり、点検を口実として多額の費用を請求します。このような被害を防止するために、次のような言葉に十分注意してください。

- ▼「消防のほうから来ました」
あいまいな言い方で消防職員や市職員を装う。
- ▼「法律が変わり、一般の家庭にも消火器の設置が義務付けられました」
偽りの説明で購入を促す。
- ▼「消火器の設置状況を確認します」
自宅や事業所内の正常な消火器でも有効期限切れなどと偽って交換させる。

トラブル防止のポイント

消防署では、消火器などの販売やあつせんは一切行っていない。訪問業者をあやしいと感じたら、身分証明書の提示を求めよう（ただし、身分証明書を持参しているからと安心してはいけません。身分証明書は、相手の身分を確認するだけで、不適切な業者ではないという証明にはなりません）。

一般家庭では、初期消火に有効である消火器を設置するよう勧められています。

訪問業者による販売などを不安に感じた場合は、あいまいな意思表示やサイン・押印をせずに、毅然とした態度ではっきりと断ってください。

不適正な点検や高額請求をする業者であれば、すぐに警察署や消防署、消費者センターなどにご相談ください。



除雪のお願い

消火栓や防火水槽が雪に埋もれた状態で火災が発生すると、消火する水の確保に時間がかかり、被害を最小限に食い止めることが難しくなります。

消防署でも、消火栓などが雪で隠れないように除雪作業を行っていますが、市内に多数設置しているすべてを除雪することはできません。

お住いの地域で除雪を行うときは、除雪した雪で消火栓などを埋めないように注意してください。また、雪に埋もれた消火栓などがありましたら除雪にご協力ください。

備えよう住宅用火災警報
10年経ったら取り替えましょう！

違反対象物公表制度 4月1日運用開始
詳しくは彦根市ホームページをご覧ください

湖東定住自立圏（彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町との広域連携）の具体的な取り組み

観光振興と交流促進

湖東圏域の魅力を活かすため、圏域を縦断する近江鉄道や中山道などの街道などを基軸としたエコな観光に着目し、びわこ湖東路観光協議会などを核にして、滞在を目的とした「着地型の観光振興」による交流人口（地域に訪れる人の数）の増加や滞在型観光を目指します。

びわこ湖東路観光協議会

圏域の観光資源である彦根城、多賀大社、湖東三山などを掲載した季刊の観光情報誌の発行や、JRR西日本が発行する観光情報誌への広告の掲出など、圏域の魅力をPRする事業に取り組んでいます。



県外に住む中学生に、修学旅行で田植えや野菜の収穫などの農作業や郷土料理づくりなどを体験してもらい、

圏域の豊かな自然や文化に触れ、地元の人々と交流する民泊（体験型観光の受け入れにも力を入れ、教育旅行の誘致を進めています）。

湖東圏域エコ交通推進事業

圏域内の近江鉄道の各駅や観光施設などで自転車の乗り捨てができるレンタサイクル「めぐりんこ」を設置し、来訪者の利便性向上と、自転車でさまざまな観光スポットを巡ってもらうことによる滞在時間の延伸を図る取り組みを行っています。



駅を起点としたレンタサイクル拠点を整備することにより、公共交通機関や自転車を活用した、スローでエコな観光を提案しています。

問い合わせ先 市観光企画課 ☎30・6120番、FAX24・9676番

ふるさと交流体験（民泊）の受入家庭も募集しています

「ふるさと交流体験（民泊）」とは？

県外の子供達との交流を通じ、伝統や食文化などを発信することを目的に、教育旅行（修学旅行など）を一般家庭で受け入れる取り組みです。

受入家庭を募集しています

受入家庭では、特別なことをする必要はありません。「ありのままの彦根の暮らし」を子供達と共有してください。参加した子供達は、彦根の豊かな自然や城下町の風情の中で、田んぼや畑での農作業や郷土料理づくりなど、都市では味わうことのできない彦根ならではの思い出をたくさん作っています。また、受入家庭の皆さんからは「子供達との触れ合いで元気がでた」と聞いています。



皆さんも、子供達と楽しい時間を過ごしてみませんか。詳しくはお問い合わせください。

受入日程 5月30日(木)～同31日(金)の1泊2日
横須賀市立大津中学校（神奈川県）3年生の皆さん
受入条件 受入人数は1家庭当たり4人（6畳のお部屋が1つあれば大丈夫です）

体験内容（例） 郷土遊び体験（カラムなど）、琵琶湖の清掃、荒神山や城下町の散策、農作業、郷土料理・お菓子づくり など

行程（例）

<1日目> 入村式→昼食→各家庭での交流・体験→夕食→就寝
<2日目> 起床→朝食→各家庭での交流・体験→昼食→退村式
※子供達には、受入家庭と一緒に食事づくりも体験してもらいます。
※受入家庭には、受入人数に応じて体験指導料をお支払いします。

問い合わせ先 市観光企画課 ☎30-6120
市農林水産課 ☎30-6118





健康だより

すくすく ベイビー



井上 凛
(川瀬馬場町)



杉浦 珀
(西今町)

プレママの歯科相談

妊娠中は、歯周病にかかりやすいといわれています。歯科健診や正しいブラッシング指導、赤ちゃんの歯についての話を聞いてみませんか。

日時 2月22日(木)
13:30～15:30 (受付13:15～13:30)

場所 くすのきセンター1階

対象 彦根市に住民登録のある妊娠16週以降の妊婦

申込期間 2月1日(木)～同13日(火)

申込方法 市健康推進課に電話かFAX。QRコード対応の携帯電話を使って申し込むこともできます。

持ち物 母子健康手帳、手鏡、歯ブラシ、コップ、口ふきタオル

その他 託児はありません。



▲プレママの
歯科相談の
申込QRコード

複十字シール 募金運動の結果

昨年11月から年末にかけて、結核を予防する事業の推進のために、複十字シール募金運動を行いました。ご協力ありがとうございました。

▶シール封筒組み合わせ 271組

▶募金総額 58,220円

問い合わせ先 市健康推進課 ☎24-0816、
FAX24-5870

広報ひこねへの広告を募集しています

掲載料 1枠 3万円(1号あたり)

大きさ 縦 45.5mm 横 86mm

申込締切 原則、発行日の1か月前

※ホームページのバナー広告も募集中です。詳しくはお問い合わせください。

申込・問い合わせ先 市秘書政策課 ☎30-6103、
FAX22-1398

市健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・
くすのきセンター2階)
☎24-0816、FAX24-5870



彦根市に「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合(午前の実施は7:00、午後の実施は10:30時点)は、健診や相談などが中止になります。



パパママ学級

赤ちゃんのお世話(お風呂、着替えなどの体験)や交流会をします。

日時 2月24日(土) 9:30～12:00
(受付9:15～9:30)

場所 くすのきセンター1階

対象 市内に住民登録のある妊娠24週以降の夫婦

定員 18組(申込者多数の場合は、予定日が近い人、第1子の人を優先します)



▲パパママ
学級の申込
QRコード

持ち物 母子健康手帳、父子健康手帳
申込期間 2月1日(木)～同13日(火)

申込方法 市健康推進課に電話かFAXで申し込んでください。QRコード対応の携帯電話を使って申し込むこともできます。

その他 託児はありません。

ぴよぴよサロン

助産師を囲んで子育ての楽しさや悩みなど、何でも気軽に話しましょう。

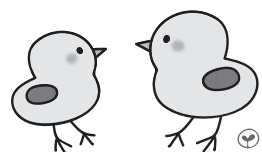
日時 2月28日(火)
10:00～11:30
(受付9:45～10:00)

場所 くすのきセンター1階

対象 市内に住民登録のある

2～3か月児とその保護者

持ち物 母子健康手帳、バスタオル(おくるみ可)



栄養相談

～春を迎えるためのダイエットレッスン～

冬場についた脂肪を落としたい人は、この機会に日頃の食生活を見直してみませんか。

日時 3月16日(金)
いずれも9:00～、10:30～
〈予約制、各1人〉

場所 くすのきセンター2階

※上記のテーマ・日時以外にも、さまざまな栄養相談を受け付けています。

健康だより



高齢者肺炎球菌感染症の予防接種 接種期限は3月31日(土)まで

高齢者肺炎球菌感染症の予防接種は、平成26年10月から平成30年度までの間に、1人1回、定期接種の対象になる機会があります。対象となる年度のみ公費助成が受けられます。

平成31年度以降は、65歳の人のみ定期接種の対象となります。

平成29年度の対象者

今までに23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがなく、次の①②いずれかに当てはまる人

①下表の生年月日の人

年齢	対象者の生年月日
65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生
85歳	昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日生
100歳	大正6年4月2日～大正7年4月1日生

②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人

対象者には、平成29年4月に予診票を郵送しています。公費助成が受けられる接種期間は**平成30年3月31日まで**です(接種期限を過ぎると自費での接種になります)。予防接種の実施日は医療機関によって異なりますので、お早めに予約してください。
※予診票は医療機関にはありません。予診票を紛失した人や転入してきた人は、市健康推進課に連絡してください。

2月4日(日)～同10日(土) 滋賀県がん向き合う週間

「私はがんになりません。」そう言い切れるのは、2人に1人。

知らないことが一番危険なのです。

がんを予防しましょう

日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんは早期に発見し、早期に治療を行えば、完治の可能性は非常に高くなります。がんで命を落とさないためには、**がんにならない生活習慣を心がけるとともに、定期的にがん検診を受けましょう。**



▲滋賀の健康づくりキャラクター
しがのハグ&クミ

～がんを防ぐ5つの習慣～

- ① たばこは禁煙しましょう
- ② 節度ある飲酒を心がけましょう
- ③ 「主食」「主菜」「副菜」をそろえてバランスの良い食事をとりましょう
- ④ 運動を心がけましょう
- ⑤ 適正な体重を維持しましょう

特別養護老人ホーム サニープレイス彦根



平成30年3月30日OPEN 予定 彦根市三津町446-1

入居募集中

【申し込み先】

彦根市川瀬馬場町971番地1
サニープレイス河瀬内
開設準備室 0749-28-7400



社会福祉法人
心暖まる会
株式会社ひなた

あなたの町の 補聴器専門店

彦根駅徒歩3分《彦根市役所東隣り》

新日本補聴器センター彦根店

☎0749-27-1533

午前9時～午後5時(定休日)日曜・祝日・第4土曜
彦根市旭町1-24 MTHA



詳しくは
HPへ！





彦根市民体育センター サヨナライベント

ひこねちゃんや滋賀国体・全
スポ大会マスコットキャ
ラクター キャップフィーと
チャップフィーも登場します。

彦根市民体育センターは3月末で閉館します

同センターは、2024年に開催される滋賀国体・全国障害者スポーツ大会の主会場整備により、3月末で閉館することとなりました。現在、（仮称）彦根市新市民体育センターの整備に取り組んでいます。新施設開館までの約4年間、皆さんにはご不便をおかけすることとなりますが、ご理解、ご協力をお願いします。
※市内や近隣市町の体育館などの情報を彦根市ホームページに随時掲載していきます。

日時 2月24日(土) 9:30～15:00

場所 彦根市民体育センター（松原町）

費用 無料

申込方法 彦根市ホームページで申込書をダウンロードし、直接窓口を持参するかFAXで申し込んでください。

※「スポーツ指導者育成講習会」は、彦根市体育協会事務局に電話で申し込んでください。

プログラム	時間	会場	対象	定員	申込期限	申込・問い合わせ先
滋賀レイクスターズ バスケットクリニック	9:30～11:50	第1競技場	小学生 (経験問わず)	90人(先着順)	2月13日(火)	市教育委員会 保健体育課 (尾末町1-38) ☎24-7975、 FAX23-9190
みんなあつまれ 親子でリズム！	10:00～11:00	第2競技場	親子(未就学児)	30組(60人) (先着順)		
みんなあつまれ ラストうんどう会	13:30～14:30	第2競技場	16歳以上	40人(先着順)		
国体彦根市開催種 目実演・体験講座 (ハンドボール、 なぎなた、弓道)	13:30～15:00	第1競技場	一般 (小学生以上)	なし	申込不要	
スポーツ指導者 育成講習会(※) 「心と身体をつなぐコー チングのあり方」 講師：豊田則成さん(び わこ成蹊スポーツ大学 副 学長)	13:30～15:00	会議室 A・B	スポーツ 関係者・一般 (20歳以上)	80人	2月13日(火)	彦根市体育協会 事務局 (松原町3751-7) ☎23-2293

便利なマイナンバーカードをご利用ください

マイナンバー制度が始まり、就職・転職、出産・育児、病気、年金受給など多くの場面でマイナンバーの提示が必要となっています。本人確認の際に公的な身分証明書として利用できたり、住民票などの証明書のコンビニ交付サービスが利用できたりします。市民の人は彦根城・玄宮園・彦根城博物館・夢京橋あかり館に無料で入場できます。便利なカードですので、ぜひご利用ください。

問い合わせ先 市市民課 ☎ 30-6111、FAX22-1398



皆さんが思う「いきいきと暮らせるまち」は、どんなまちですか。今回は「多文化共生」をテーマとし、外国人住民について取り上げましたが、国籍以外にも、人それぞれに多様な個性があります。住む人みんなが、自分らしく暮らせるあたかなまちづくりを、これからも考えていきたいと思います。

みんなが自分らしく
輝けるまちに

今月の表紙



人口と世帯数

平成30年1月1日現在

人口	112,720人(+30)
男	55,830人(+48)
女	56,890人(-18)
世帯数	46,967世帯(+63)

() 内は前月との比較